

知的資産経営をトータルサポート

SIVアライアンス

Standardization of Intellectual-property Valuation Alliance

ニュースレター No. 1

2013年7月号

～知的財産権の種類に応じた価値評価のポイント～

奥川 勝利 (弁理士・SIV アライアンスメンバー)

<https://www.facebook.com/katsutoshi.okugawa>

黒田国際特許事務所 (<http://www.kuroda-pat.com/>) 勤務

日本弁理士会の知的財産価値評価推進センター（平成 25 年度第 1 事業部長）にて、平成 19 年度より知財評価の研究活動を行っています。

裁判所からの評価命令に関わる知財評価を中心とした実務経験と、知財評価の講師活動の経験を生かして、SIV アライアンス設立当初から活動に参加しています。

1. はじめに

知的財産権は、その保護対象の性質が権利の種類ごとに大きく相違し、また与えられる保護内容も権利の種類ごとに大きく異なります。保護対象の性質や保護内容はその知的財産権の価値に大きく影響するため、その違いを十分に理解せずに各種知的財産権についての価値評価を行っても、適正な価値評価を行うことはできません。

今回は、知的財産権の価値評価を行う際に権利の種類の違いにより留意すべき点について、ごく一部ではありますが、簡単に解説いたします。

2. 価値評価の対象となり得る知的財産権の種類

【図表 1】 知的財産権の種類と内容

知的財産権の種類	権利の概要
特許・実用新案権	特許・実用新案登録を受けた発明・考案（技術的なアイデア）を独占排他的に実施できる。
意匠権	物品の意匠（デザイン）を独占排他的に実施できる。
商標権	商品や役務（サービス）を他人のものと区別するための名前やマーク等（商標）を独占排他的に使用できる。
著作権	音楽、映画、コンピュータプログラム等の著作物の利用を支配することを目的とした権利であって、著作権法で規定されている各種支分権（複製権・翻案権等）や著作隣接権を含む概念。

知的財産権には、営業秘密等に関する不正競争防止法に基づく権利、回路配置利用権、育成者権なども含まれますが、図表 1 は、価値評価の対象となり得る主な知的財産権を列挙したものです。

3. 特許権・実用新案権に関する価値評価の主な留意点

A) 技術的効果に着目した価値評価（技術の陳腐化・代替技術の存在など）

特許権・実用新案権（以下「特許権等」という。）は、いわゆる技術的なアイデアを保護するものなので、その技術的な効果に着目した価値判断が要求されます。このとき、技術は、時間経過とともに陳腐化や代替技術の出現によって価値が減少するという性質をもちますので、特許権等の価値評価においては、この性質も重要な要素となります。

B) 他の特許権やノウハウによる実施障害

特許権等の権利範囲に含まれる実施品だからといって自由に事業を行えるわけではなく、その実施品に関係する他の特許権等によって規制を受けて、当該他の特許権等の実施許諾を得るなどの必要な措置を講じなければ適法に事業を行えないことが多いです。また、事業を行うためにはノウハウが必要な場合があり、そのノウハウを使用するための必要な措置も講ずることが要求されることもあります。他の特許権等の存在やノウハウの必要性は、評価対象の特許権等に関する事業利益や事業リスクなどを大きく左右するものですので、特許権等の価値を判断する上で重要な要素となります。

C) 出願書類の質

特許権等の権利範囲は特許請求の範囲の記載に基づいて判断されますので、その記載内容によっては当該特許権等の権利範囲を回避しつつ実質的に同様の技術の実施を他者に許すことがあります。また、明細書等の記載が不十分だと、記載不備により特許無効となったり、新規性・進歩性の無効理由を回避するための訂正ができずに特許無効となったりすることもあります。したがって、出願書類の質は、特許権等の価値を大きく左右するものです。

4. 意匠権に関する価値評価の主な留意点

A) 意匠の機能に着目した価値評価

意匠（物品の外観）は、その外観（デザイン）が需用者の需要を喚起させる等の機能を果たすことにより、当該意匠権の実施品の売上げを伸ばすという性質があります。したがって、意匠権の価値評価にあたっては、この性質に着目した価値判断、すなわち、技術的な効果やブランド力による効果など意匠の機能とは関係しない効果を排除した価値判断が求められます。

B) 意匠法特有の制度

意匠法には、関連意匠制度、部分意匠制度、秘密意匠制度、組物意匠制度などの特有の制度が存在し、これらの制度を利用して権利化された意匠権は、その権利範囲や実施品の事業に与える影響などが大きく変わってきます。どのような制度を利用して権利化されたかは、当該意匠権の価値判断を大きく左右します。

C) 権利範囲が狭い

意匠権の権利範囲は、出願書類に説明されている物品と同一又は類似の物品に対して出願書類の図面等に表された外観（デザイン）と同一又は類似する外観をもつ範囲です。そのため、意匠権のものと全く同じデザインを当該意匠権に係る物品と非類似の物品に用いたものや、意匠権に係る外観とは類似しない程度にデザインを改変したものについては、意匠権の効力が及びません。特に、すでに市場が成熟している物品ほど、そのデザインの類似範囲が狭く解釈される傾向にありますので、意匠権の権利範囲は、時間経過とともに徐々に狭まります。このような意匠権の権利範囲の特徴を考慮した価値評価が必要です。

5. 商標権に関する価値評価の主な留意点

A) 商標の機能に着目した価値評価

商標法は、営業上の信用標識を保護対象とするものであり、商標権の価値は、主に、その商標に化体した信用力（ブランド力）の高さによって左右されます。よって、商標権の価値評価にあたっては、この信用力（ブランド力）の高さに着目した価値判断が必要となります。そして、この信用力（ブランド力）は、実際に商標を継続して使用することにより高められることから、商標権は、時間経過とともに徐々に価値が高まっていくという性質があります。この性質は、時間経過とともに徐々に価値が下がっていく特許権や意匠権などの他の知的財産権とは異なる特徴であり、商標権の価値評価にあたってはこの性質を留意した価値判断が求められます。

B) 商標法に特有の制度

商標権は更新手続により永久的に存続する権利であり、この点は他の知的財産権にはない特徴ですので、留意が必要です。

また、商標権の権利範囲は、登録された指定商品・指定役務と同一又は類似の範囲について登録商標と同一又は類似する商標を使用する範囲に及びます。このような商標権の権利範囲を考慮した価値評価が必要です。

また、1つの商標権には、多数の指定商品・指定役務を含めることができますので、多様な事業分野にわたる指定商品・指定役務に関する商標権が1つの権利となっている場合があります。この点も商標権の特徴であり、この特徴を考慮した価値評価が必要です。

6. 著作権に関する価値評価の主な留意点

A) 評価対象について著作権が発生しているかどうか（著作物性の有無）

著作権は、相対的独占権であり、他の知的財産権のような絶対的独占権ではないため、既存の著作物 A と同一の著作物 B が作成された場合でも、著作物 B が既存の著作物 A に依拠することなく独自に創作されたものであれば、著作物 A の著作権の効力は著作物 B の利用行為には及ばない点は、著作権の価値評価において留意すべき点です。

また、著作権法によって保護される著作物は、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」という定義に当てはまるもののみである。そのため、図形、写真、コンピュータプログラム等であっても、この定義に当てはまらなければ、著作物性を有さず、著作権法で保護されることはありません。よって、著作権の価値評価にあたっては、その評価対象が適法に著作権を発生させる著作物であるかどうかを判断することが望まれます。

B) 権利内容の特定

著作権は、狭義には、複製権、翻訳権などの支分権が束になったものを指し、広義には、著作隣接権を含みます。すなわち、「著作権」といっても、その権利内容を一義的に特定することはできませんので、著作権の価値評価にあたっては、評価対象となる著作物の利用態様を特定した上で、その利用態様がどの支分権、著作隣接権によって保護されるかを明確することが重要となります。

C) 著作権の保護期間

著作権は、原則的には著作者の死後 50 年まで保護されるため、保護期間が長いという点を考慮した価値評価が必要です。

以上

(入稿日 2013 年 6 月 12 日)

※本稿は執筆時点における情報に基づいて作成されたものです。

また、本稿のうち意見にわたる部分は、著者の私見であり、著者の所属組織の公式見解ではないことをお断りしておきます。

次回のテーマ

次回のニュースレター（第2号）では、「特許・技術評価の手法の概要」と題しまして、実際に特許権の価値評価を行うにあたっての作業フローや具体的な評価手法（DCF法・ロイヤリティ免除法）について、SIVアライアンス・メンバーの弁理士が解説する予定です。

SIV アライアンスについて

SIV（Standardization of Intellectual-property Valuation）アライアンスは、知的財産の評価や管理に係る経験・知見を有する弁理士・公認会計士・アナリスト・コンサルタントから構成されており、知的財産の価値評価に関して多面的に調査・研究を行い、その成果を情報発信しております。

知的財産の価値評価や分析、マネジメントに関する課題でお悩みのことがありましたら、SIVアライアンス・メンバーまでお気軽にお声がけください。